

## 第 1 1 号議案

足立区行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政手続条例の一部を改正する条例

足立区行政手続条例（平成 7 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）

第 2 章 申請に対する処分（第 5 条 第 1 1 条）

第 3 章 不利益処分

第 1 節 通則（第 1 2 条 第 1 4 条）

第 2 節 聴聞（第 1 5 条 第 2 6 条）

第 3 節 弁明の機会の付与（第 2 7 条 第 2 9 条）

第 4 章 行政指導（第 3 0 条 3 5 条）

第 4 章の 2 処分等の求め（第 3 5 条の 2 ）

第 5 章 届出（第 3 6 条）

### 付則

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2 」に改める。

第 3 3 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- ( 1 ) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- ( 2 ) 前号の条項に規定する要件
- ( 3 ) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

( 行政指導の中止等の求め )

第 3 4 条の 2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導

( その根拠となる規定が法律又は条例 ( 地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 3 第 1 項 ( 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 5 条第 9 項の規定により準用する場合を含む。 ) の規定により区が適用する条例を含む。以下同じ。 ) に置かれているものに限る。 ) の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- ( 1 ) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ( 2 ) 当該行政指導の内容
- ( 3 ) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- ( 4 ) 前号の条項に規定する要件
- ( 5 ) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- ( 6 ) その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

## 第 4 章の 2 処分等の求め

### ( 処分等の求め )

第 3 5 条の 2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- ( 1 ) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ( 2 ) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- ( 3 ) 当該処分又は行政指導の内容
- ( 4 ) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- ( 5 ) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ( 6 ) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は区の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

### 付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 提案理由 )

行政手続法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。